

① 件名
石巻市事業復興型雇用創出助成金制度の期間延長等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景・目的】 国の実施要領の一部が改正されたことに伴い、新型交付要綱及び中小企業型交付要綱の一部を改正することで、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、地域の復興を支えるもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 緊急雇用創出事業実施要領（厚生労働省）、事業復興型雇用確保事業実施要領（厚生労働省） 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱（平成25年石巻市告示第211号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱（平成27年石巻市告示第298号） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱（平成28年石巻市告示第283号） 【震災復興基本計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無】 施行大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 3（1）職の再建・雇用の維持と創出 2 雇用の創出
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成25年6月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の制定 平成30年3月 事業復興型雇用確保事業実施要領（厚生労働省）の一部改正
⑤ 主な内容
各交付要綱の主な改正内容 1 新型交付要綱 ・雇入日要件の1年間延長に伴う期限延長（助成対象期間の延長なし） ・平成30年度は、対象事業者の新規申請は不可（対象労働者の追加は可） 2 中小企業型交付要綱 制度の1年間延長に伴う期限延長 3 旧型交付要綱 助成対象期間が平成29年度をもって満了したため要綱廃止

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 産業政策と一体的に雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定が図られる。</p> <p>【財源措置】 平成30年度事業費：139,326千円（当初予算措置済み） （内訳）委託料（事業運営管理費）：20,053千円 助成金：119,273千円</p> <p>※平成30年度の見込みについて 補助対象人数：400人（平成25年度から平成29年度までを含む） ※県から全額補助金が交付される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較</p>
<p>【宮城県内の事業実施自治体の要綱改正状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県については要綱改正済 ・下記自治体については、要綱改正予定 <p>仙台市：9月3日から新規の募集開始を予定 多賀城市：11月1日から新規の募集開始を予定 気仙沼市：10月または11月頃から新規の募集開始を予定 南三陸町：10月頃から新規の募集開始を予定 女川町：早期に新規の募集開始を予定（平成29年度は1月から募集開始） ※塩竈市については、新規受付はせず、過去決定分のみ支給</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年 9月 石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱の廃止 石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）交付要綱の一部改正 （平成30年9月11日施行予定） 石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱の一部改正 （平成30年9月11日施行予定） 市報・ホームページ等で周知</p> <p>9月 受付開始</p>
<p>⑨ その他</p>